

**熊本県収用委員会公告第8号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
大角	245番	山林	山林	13,190	23,176.99	4,392.74

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 田山半蔵（持分11分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲2997番地の77  
 尾方茂（持分10分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲3479番地  
 田山キクエ（持分110分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲2997番地の77  
 村口信雄（持分10分の1）  
 熊本県人吉市願成寺町470番地1  
 中園勝彦（持分10分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲2997番地の29  
 田村順子（持分10分の1）  
 熊本県人吉市上林町1499番地1  
 山口真一（持分10分の1）  
 熊本県球磨郡相良村大字深水937番地2  
 豊永信治（持分10分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲3374番地の47  
 平田正晴（持分10分の1）  
 熊本県球磨郡相良村大字深水1366番地3  
 東早男（持分55分の3）  
 熊本県人吉市鬼木町1372番地4  
 登記名義人山村傳十（持分11分の1）の法定相続人  
 山村池子（持分99分の8）  
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の37  
 尾方一子（持分99分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の38  
 登記名義人山村光平（持分110分の1）の法定相続人  
 山村池子（持分990分の8）  
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の37  
 尾方一子（持分990分の1）  
 熊本県球磨郡五木村甲2672番地の38  
 登記名義人東ミサエ（持分22分の1）の相続人  
 東早男（持分22分の1）  
 熊本県人吉市鬼木町1372番地4
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

**熊本県収用委員会公告第9号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
高野	773番2	山林	畑	92	249.44	143.14
			山林			106.30

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 国土交通省 (持分 1350 分の 1343)  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号  
 鶴田之悟 (持分 270 分の 1)  
 神奈川県川崎市宮前区菅生三丁目16番5号  
 田山恵子 (持分 6480 分の 1)  
 居所不明  
 ただし住民票上の住所  
 熊本県熊本市月出二丁目3番4-405号  
 田山健蔵 (持分 6480 分の 1)  
 居所不明  
 ただし住民票上の住所  
 熊本県熊本市黒髪六丁目15番1号  
 田山誠 (持分 3240 分の 1)  
 兵庫県神戸市北区鹿の子台南町三丁目20番22号  
 石田喜代美 (持分 3240 分の 1)  
 福井県鯖江市糺町第40号19番地1  
 木下芳子 (持分 3600 分の 1)  
 大阪府富田林市若松町四丁目20番3号  
 木下裕二 (持分 3600 分の 1)  
 大阪府大阪市天王寺区北河堀町7番16-2014号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第10号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
高野鶴	492番1	畑	雑種地	69	781.00	781.00

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
不明  
ただし  
土地登記簿表題部所有者欄記載  
鬼塚奥七 (持分 4 分の 1)  
存否不明  
兼田文七 (持分 4 分の 1)  
存否不明  
荒川市内 (持分 4 分の 1)  
存否不明  
中村二八 (持分 4 分の 1)  
存否不明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

**熊本県収用委員会公告第11号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
溝口	3582番	墓地	墓地	85	137.71	137.71

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

- なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
不明 ただし  
土地登記簿表題部所有者欄記載  
木野兵八（持分10分の1）  
存否不明  
山下伝十（持分10分の1）  
存否不明  
豊永平六（持分10分の1）  
存否不明  
犬童金七（持分10分の1）  
存否不明  
大石大七（持分10分の1）  
存否不明  
石橋伝七（持分10分の1）  
存否不明  
田中伝七（持分10分の1）  
存否不明  
森川茂七（持分10分の1）  
存否不明  
森山段七（持分10分の1）  
存否不明  
川辺惣七（持分10分の1）  
存否不明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

**熊本県収用委員会公告第12号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
松本	3514番	山林	山林	148	133.90	133.90

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地